

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

2025春闘では過去最高水準の賃上げが実現したものの、物価高によって実質賃金は低下し、個人消費の持ち直しには至っていない。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ててこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができるものと思われる。

引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取組を推進しなければならない。そのためには、社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「人への投資」をより一層積極的に行うとともに、国内投資の促進とサプライチェーン全体を視野に入れた産業基盤の強化により、日本全体の生産性を引上げ、交易条件・国際収支を改善し、持続的な生活向上の実現を目指すべきである。

さらには、人手不足を補うため賃金引上げを中心とした総合労働条件の改善や地域経済の好循環を果たすことが政労使の役割であり、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考える。

よって、政府においては、福島県の一層の発展をはかるため、賃金の経済政策となる福島県の最低賃金引上げに関する次の事項について、強く要望する。

- 1 政府が2020年代に全国平均を1,500円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け福島県最低賃金の継続的かつ早急に引上げを行なうこと。
- 2 中小・零細企業においても、最低賃金の引上げが着実に行われるよう、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること。
- 3 最低賃金と人口移動との相関関係も示されており、引上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、10月1日までの早期発効に最大限配慮すること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、地方自治体に対し賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

内閣総理大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	上野賢一郎様
福島労働局長	河西直人様

いわき市議会議長 永山宏恵